

公益財団法人しまね農業振興公社 行動計画

女性が職業生活において、仕事と家庭を両立し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

令和3年3月31日

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年）

2. 当社の現状と課題

【現状】(1) 正規職員7名のうち2名(28.6%)、非正規職員27名のうち7名(25.9%)が女性職員である。(令和3年3月末現在)

(2) 正規職員の当年中に付与された有休休暇及びリフレッシュ休暇の取得率が低い。

・有給休暇取得平均日数：10日、平均取得率：50%（令和2年度）

・リフレッシュ休暇取得平均日数：1.6日、平均取得率：40%（令和2年度）

(3) 事業の拡大により、業務量が増している。

【課題】(1) 業務拡大の中にあっても、女性が働きやすい職場の環境づくりが求められている。

(2) 非正規職員の処遇改善が求められている。

3. 目標と取組内容

目標1：有給休暇取得率55%以上及びリフレッシュ休暇取得率100%を目指す

○令和3年4月～ 職務分担の見直し、弾力化及び業務支援体制の強化

○令和3年4月～ 職員会議等を通じた計画的な取得の促進

○令和3年4月～ 夏季休暇をリフレッシュ休暇に変更し、取得できる期間を年度内とし、より計画的な取得の促進

目標2：嘱託職員の育児・介護休業制度の充実等

○令和3年4月～ 嘱託職員無期雇用制度開始に併せて、嘱託職員の育児・介護休業制度等の充実と更なる周知

○令和3年4月～ 育児・介護休業法第25条に基づく育児関連ハラスメント防止対策の徹底と更なる周知

○令和3年4月～ 柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの推進及び職務能率の向上を図ることを目的とした時差出勤勤務の実施